

●相談室の臨時休室の判断となる「警報」は下記の通りです。

- ・暴風特別警報
- ・大雨特別警報
- ・暴風警報
- ・暴風雪警報

●警報発令時の基本的な対応は以下の通りとします。

- ①朝9時の時点で愛知県全域、西三河南部(岡崎市・碧南市・刈谷市・安城市・西尾市・知立市・高浜市・幸田町)、または西三河北西部(豊田市西部・みよし市)のいずれかの市町に警報が発令されていた場合、相談室を臨時休室とします。
- ②朝9時までに警報が解除された場合、通常通り相談室は開室とします。
- ③相談室の開室時間(10:00～19:00)中に警報が発令された場合、以降の相談活動を中止し、臨時休室とします。

※上記以外の地域での発令や、その他の警報・注意報では相談室は休室とはしませんが、皆様の居住地や来室までの経路上の地域に警報が発令されていて来室に危険や困難を伴う場合は、安全を優先してください。面接をお休みされる場合やお問い合わせがある場合は、相談室までご連絡ください。

参考)大学 HP

<https://www.aichi-edu.ac.jp/campus/student/disaster.html>